

カーボンプライシングに関する最近の動向： 欧州国境炭素調整措置の制度案の公表

Issue 185, July 20, 2021

In brief

EU は欧州グリーンディールの中で発表した 2030 年までの 1990 年比 55%の温室効果ガスの削減を目指し、その実現のため包括的な政策案として、「Fit for 55 Package」を公表しました。この中で欧州国境炭素調整措置の制度案も公表されています。カーボンプライシングが世界各国で広がる中でこうした国境炭素調整措置の制度案の公表は、世界のカーボンプライシングの議論がまた一歩進んだと言え、企業への脱炭素社会の実現に向けたメッセージがまた一段と強くなったと言えます。本ニュースレターでは、欧州国境炭素調整措置の制度案と影響をご紹介します。

In detail

1. EU による Fit for 55 Package の公表

2021 年 7 月 14 日欧州委員会は、2030 年までに 1990 年比で 55%の温室効果ガスの排出を削減するための包括的な政策案「Fit for 55 Package」を公表しました。その内容は 14 の Green Deal Building Blocks で構成され、欧州排出権取引制度（「EU-ETS」）の制度変更、エネルギー税制指令の変更などをはじめ、欧州国境炭素調整措置（Carbon Border Adjustment Mechanism（「CBAM」）または欧州国境炭素税）の制度案など多岐にわたります。

2. 欧州国境炭素調整措置の制度案

欧州国境炭素調整措置の案は、2020 年に実施したパブリックコンサルテーション等の手続きを経て以下の制度設計となっています。今後予想される EU-ETS の無償割当の減少と関連し、カーボンリーケージへの対応が欧州国境炭素調整措置導入の主な背景です。課税対象はセメント、電力、肥料、鉄・鉄鋼、アルミニウムの輸入に限定されていますが、将来その適用範囲が広がる可能性があります。また、2023 年から制度の適用は開始するものの、当面は関係当局への排出量等の報告が中心となり、実際の税負担は 2026 年からとなる見込みです。

【欧州国境炭素調整措置の制度案の概要】

 課税対象	- セメント、電力、肥料、鉄・鉄鋼、アルミニウムのEU域内への輸入が対象 - EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)等からの輸入はCBAMの対象外 - 上記対象物品を加工・利用した完成品(例:自動車)は対象にはならない
 申告義務者	国境炭素調整措置を担当する各国機関に登録された者
 CBAM申告	- EU域内に輸入した物品に関する排出量を翌年5月31日までに申告 - 排出量は実際排出量または各物品の単位当たり標準排出量に基づき算定(電力は原則標準排出量、その他の物品は実際排出量を原則使用) - 実際の排出量計測値は第三者による証明が必要 - 当面、EU-ETSにおける無償割当も考慮
 納税手法	- 国境炭素調整措置の証書(CBAM Certificate)を購入しその証書を消却することで納税 - 証書の価格は欧州排出権取引制度(EU-ETS)における排出価格と連動 - 原産地国で炭素税が課されている場合は、消却する証書の数を減免(二重課税の排除)
 移行措置	2023年から2025年までは対象輸入物品の排出量の報告義務にとどめ実際の税負担は2026年から開始

3. 欧州国境炭素調整措置の影響

今回の欧州国境炭素調整の制度案から考えられる影響として①既存事業への影響、②投資への影響、③税制への影響が考えられます。今後、企業はこうした影響を踏まえた検討や対応をとっていくことが重要です。私たちは、欧州国境炭素調整措置に関する法制度案に基づく企業への適用可能性の検討や、既に提供を開始しているサステナビリティ活動の財務インパクト評価支援(Sustainability Value Visualizer)においても欧州国境炭素調整措置の影響を含めた炭素税の財務インパクトと企業の経営判断を支援します。

【企業の影響とPwCグローバルネットワークの支援】

① 既存事業への影響	現行のサプライチェーンへの影響(例:欧州への輸出品・欧州のグループ拠点での輸入品への影響)	PwCグローバルネットワークの支援 法制度の適用とポイント CBAMの財務インパクト 企業の取りえる対応
② 投資への影響	- 今後の設備投資・経営計画への影響 - M&Aをはじめ欧州関連事業への投資への影響	
③ 税制への影響	日本・米国などをはじめ他国の炭素税制への影響(例:同様の制度の議論、二重課税排除の対象か否か)	

【参考情報】

・ PwC オランダウェブサイト

Fit for 55

<https://www.pwc.nl/en/services/tax/managing-tax-and-energy-transition/fit-for-55.html>

・ European Commission website

European Green Deal: Commission proposes transformation of EU economy and society to meet climate ambitions

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_3541

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

代表パートナー
高島 淳

パートナー
高野 公人

パートナー
白土 晴久

シニアマネージャー
藤田 諒

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.